

September 16, 2025

# デジタル時代における証拠の偽造・改ざん問題 - デジタルフォレンジックを活用した対処策

## I. はじめに

現代のデジタル社会において、デジタルフォレンジックサービスは、伝統的な領域である押収・捜索への対応、証拠分析だけでなく、企業の内部調査、コンプライアンス、営業秘密、民事訴訟に至るまで、膨大なデータを処理・分析してファクトを確認するあらゆる業務へと拡大しています。

法務法人太平洋のデジタルフォレンジックセンター（以下「BKLフォレンジックセンター」）は、設立以来10余年にわたり、上記のような多様な分野においてデータを処理・分析してファクトを確認する業務を支援してまいりましたが、最近、民事訴訟において原告らが証拠として提出したメールが偽造された事実を明らかにし、勝訴に貢献した事例がありましたのでご紹介いたします。

ご紹介する事例は、原告らが証拠として提出したメールは、外観上は何の問題もなかったため、偽造の抗弁がなければ真正に成立したものと認められる可能性が高かったものの、当該メールは①メール原本を活用して本文の内容を修正し、②添付ファイルをすり替える方法で偽造されたメールであることを明らかにした事案です。

## II. メールが偽造された事実を明らかにした経緯

### 1. BKLフォレンジックセンターが収集したメールが原本であると認められました。

原告らは560億ウォン相当の損害賠償請求訴訟の証拠としてメールを提出し、メールの送受信者を証人として申請しました。証人尋問に向けて準備する中、BKLフォレンジックセンターは原本と思われるメールを発見し、ハッシュ値の算定及び記録、CoC\*記録など刑事法で確立された厳格な手順に従ってメールを収集し、第一審裁判部もフォレンジックセンターが収集したメールが原本であることを認めました。

CoC (Chain of Custody) : デジタル証拠の収集手順を記録した文書

## 2. メッセージIDの分析を通じて、メール本文及び添付ファイルの変更事実を明らかにしました。

メッセージIDはメールの同一性を識別する因子であるため、メッセージIDが同一であれば当然メールの構成と形式は同一でなければなりません。しかし、原告らが提出したメールは、BKLフォレンジックセンターが収集した原本メールとメッセージIDが同一であるにもかかわらず、本文の内容と添付ファイルが相違していました。BKLフォレンジックセンターは、①センターが収集したメールが原本であるにもかかわらず、②原告らが提出したメールは本文の内容と添付ファイルが相違しているため、③原告らが提出したメールは偽造されたという分析報告書を証拠として提出し、第一審裁判部はその主張をすべて受け入れました。



[デジタルフォレンジック分析報告書より抜粋]

## 3. 原告らは被告側がメールを偽造したと主張したものの、受け入れられませんでした。

本件訴訟では、2年余りにわたりメールの偽造主体について攻防が続きました。原告らは、①原告らのサーバーにあるメールを撮影した動画を証拠として提出したり、②原告らのメールは偽造されていないとするフォレンジック報告書を提出し、むしろ被告側がメールを偽造したと主張しました。BKLフォレンジックセンターは、①原告らが提出した動画は、既に偽造されたメールが現在サーバーに保管されている事実のみが確認されるだけで、メールの原本性を保証できず、②原告らが提出したフォレンジック報告書上の分析方法論に

もフォレンジックの基本原則に反する誤りがあることを逐一指摘し、裁判部も原告らの証拠をすべて排斥しました。

#### 4. ノートパソコンのフォレンジック分析を通じて偽造行為を確認しました。

退職した従業員のノートパソコンのハードディスクを収集してフォレンジック分析した結果、被告会社から退職した従業員が①退職後に被告会社のネットワークに侵入して原本メールをダウンロードした事実、②原本メールの本文の内容を修正し、添付ファイルをすり替えたメールをノートパソコンに保存した事実を確認しました。原告らは退職した従業員から偽造されたメールを受け取って準備書面で援用しましたが、被告側からメール偽造の主張が提起されたことを受け、原告らは次回の期日においてその主張を撤回しました。

### III. 示唆点

デジタル証拠は偽造・改ざんが容易であるため、刑事訴訟分野では、デジタル証拠の原本性・無欠性に関して多くの判例及び法理が蓄積されています。民事訴訟においてメールが証拠として提出された場合、外観上特に問題がなく、相手方が偽造の抗弁を行わなければ真正に成立したものと扱われ、証拠能力が付与されます。本事件においてもフォレンジック分析を通じて偽造事実を明らかにしていなければ、勝訴することは困難であったといえます。

本事件は、デジタル資料が証拠として提出された際、外観上特に問題がなくてもその真正性が疑われる場合には、デジタルフォレンジックを活用して真正成立の可否を厳密に検証すべきであり、科学的な手順に従ってデジタル証拠を収集・分析すべきであることを確認した先駆的な事例です。刑事訴訟はもちろん、民事訴訟においてもデジタルフォレンジックの能力が勝敗を左右し得ることを示唆しています。

#### IV. BKLデジタルフォレンジックセンターは、最高の専門家を擁しており、クライアントの皆様に応じたフォレンジックサービスを提供しています。

BKLフォレンジックセンターは、検察と企業で幅広く経験を積んだ金光俊（キム・グアンジュン）弁護士がセンター長を務め、大検察庁デジタルフォレンジックセンターで15年間捜査官として勤務した元鏞箕（ウォン・ヨンギ）専門委員をはじめとするフォレンジック

専門家のほか、刑事、コンプライアンス、公正取引、民事訴訟など多様な分野の専門家が活躍しています。高度に電子化された（digitalized）社会において、デジタルフォレンジックサービスは押収・検索などの伝統的な分野に加え、コンプライアンス、公正取引、営業秘密流出への対応、会計不正調査などデジタル資料の分析が求められる法律事務所のあらゆる業務に活用されており、各分野の専門家との連携が不可欠であるためです。

**BKLフォレンジックセンターは、デジタル証拠の分析において法律事務所としてトップクラスの能力を有しています。**本事件もその能力を証明した事例の一つです。また、膨大な規模のデータを検討するにあたって、単純に単語中心のキーワードを適用して機械的に検討するのではなく、過去10年以上にわたり様々な分野で蓄積した経験を基に、**ターゲット的中率の高いキーワードを組み合わせるノウハウを有しています。**各分野の専門家との緊密な連携により、**業務の性格と目標に合わせて戦略を立て、世界的に公認された装備と自社開発のAIツールを活用してデータを追跡・発掘する方法をとることで最高のパフォーマンスを発揮しており、ひいてはクライアントの皆様との時間とコスト削減につなげています。**

デジタルフォレンジックは、要するにデジタル資料の分析を通じてファクトを確認する業務といえます。デジタル証拠の分析が必要な場合や、メールやPC資料の分析を通じてファクトを確認する必要がある場合は、当センターの専門家までご連絡ください。品質と報酬の両面でクライアントの皆様にご満足いただける最高のサービスを提供させていただきます。

#### **V. デジタルフォレンジック調査は、日系企業の社内調査や訴訟対応にも大きく役立ちます。**

今回の民事訴訟は、グローバル日系企業の韓国子会社で発生した事件です。BKL日本チームは豊富な実績を通じて、日系企業固有の特性や業務処理方法を熟知しており、今回の民事訴訟を行う過程でも、日本のビジネス実務や日韓両国の訴訟手続き上の違いを正確に理解している専門家が参加しました。その結果、日本本社との効率的なコミュニケーションが実現し、日本本社・韓国子会社・BKLが一体となって訴訟手続きに対応したことで、完全な勝利を収めることができました。BKL日本チームは今後もデジタルフォレンジックセンターと連携し、日本企業の内部調査、コンプライアンス、営業秘密保護のための心強いパートナーとなることをお約束いたします。

## 関連構成員

---

### 金在昀(キム・ジェグ)

弁護士

T 02.3404.0176

E jaegu.kim@bkl.co.kr

### 金光俊(キム・グァンジュン)

弁護士

T 02.3404.0481

E kwangjun.kim@bkl.co.kr

### 文聖昊(ムン・ソンホ)

弁護士

T 02.3404.0490

E seongho.moon@bkl.co.kr

**本Legal Updateは元鏞箕(ウォン・ヨンギ) 専門委員と共同で執筆しました。**

法務法人(有限)太平洋のニュースレターに掲載されている内容や意見は、一般的な情報提供のみを目的に発行されており、法務法人(有限)太平洋の公式的な見解や何らかの具体的な事案に対する法的意見を差し上げるものではないこと、ご了承ください。ニュースレターに関するお問い合わせは、上記の連絡先までお問い合わせいただけますようお願いいたします。